

安芸広域市町村圏事務組合補助金交付規則

(平成2年7月1日 規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、法令に特別の定めがあるもののほか、補助金の交付に関し基本的な事項を定め、もって補助金に係る予算の執行の適正を期することを目的とする。

(補助金の交付の申請)

第2条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金交付申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 補助事業の内容、計画、収支予算計画明細書等の参考書類
- (3) その他管理者が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第3条 管理者は、補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及びその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 管理者は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更、決定の取消し等)

第4条 補助事業者は、補助金等の交付の決定があつた後において、補助事業の内容を変更又は中止する必要があるときは、管理者の承認を得なければならない。この場合、補助金の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、その決定の内容、条件を変更することがある。

(補助事業の遂行等)

第5条 補助事業者は、法令、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を遵守し、善良な執行者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて、管理者に報告しなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第7条 管理者は、前条の報告を受けた場合には、当該補助事業完了を確認のうえ、当該報告書の審査をし、事業の成果が適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、申請者に交付するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、交付すべき補助金の名称、目的、額及び補助率、交付の対象並びに事業の内容その他補助金の交付に関する具体的業務の実施細目については、別に定める。

附 則

この規則は、平成2年7月1日から施行する。